

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 二

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部振興) 八

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (利根振興) 八

○草加都市計画事業(仮称)三郷インター南部土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧 (温暖化対策課) 九

○北本都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) 九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定介護機関の廃止の届出 () 一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定介護機関の変更の届出 () 一五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出 (社会福祉課) 一五

○測量法に基づく基本測量の終了 (用地課) 一六

○鴻巣都市計画下水道の変更 (下水道課) 一六

○宅地建物取引業法に基づく聴聞 (開発指導課) 一六

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 一六

○指定構造計算適合性判定機関の指定 () 一七

○埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し (出納総務課) 一七

○総合捜査情報システムサーバの貸貸借に係る落札者の公示 (会計課) 一七

○埼玉県地域防災計画修正要旨の公表 (消防防災課) 一八

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一八

○国道二百六十二号の区域の変更 (本庄県土) 一九

○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 一九

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一九

○埼玉県公安委員会の所管する行政手続のうち情報通信の技術を利用する方法により行う手続の根拠法令等の告示 (会計課) 一九

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 二〇

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 () 二〇

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 二二

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 () 二六

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 () 二六

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県規則第二号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号 (一) 中

年度	納貯番号	「(あて先) 埼玉県
----	------	------------

納貯番号	年度	「(あて先) 埼玉県	
年度	県税	税目	所得年

県税事務所出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県 県税事務所出納員」

別記様式第四号 (二) 中

年度	納貯番号	「(あて先) 埼玉県
----	------	------------

に改める。

別記様式第四号 (三) 中 「埼玉県 県税事務所出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県

県税事務所出納員」

別記様式第四号 (四) 中 「30 埼玉県自動車税事務所 出納員 様」や 「(あて先) 30 埼玉県自動車税

事務所出納員」 「ご覧下さい」や「御覧下さい」

別記様式第四号(四)(二) 中 「埼玉県自動車税事務所出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県自

動車税事務所出納員」

別記様式第四号 (五) 中 「埼玉県 県税事務所出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県 県税事務所

出納員」

別記様式第四号(七) (三枚目)及び(四枚目) 中 「埼玉県 県税事務所出納

員 様」や 「(あて先) 埼玉県 県税事務所出納員」

別記様式第四号(三) 中 「埼玉県自動車税事務所出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県自動車税

事務所出納員」 「ご覧下さい」や「御覧下さい」

別記様式第四号(三) 中 「埼玉県 県税事務所出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県 県

税事務所出納員」

別記様式第四号(四)(一) 中

年度	納貯番号	「(あて先) 埼玉県
----	------	------------

納貯番号	年度	「(あて先) 埼玉県	
年度	県税	税目	所得年

別記様式第四号(四)(一) (三枚目)及び(四枚目) 中 「埼玉県 県税事務所出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県 県税事務所出納員」

所出納員 様」や 埼玉県

「(あて先) 県税事務所出納員」

別記様式第四号の五(一) 中

年度	納野番号

年度

納野番号		
年度	県税	税目
		所得年

年度	県税	税目	所得年

「埼玉県

県税事務所出納員 様」や 埼玉県

「(あて先) 県税事務所出納員」

別記様式第四号の五(二) から別記様式第九号の五(三) までの規定中「埼玉県

県税事務所出納員 様」や 埼玉県

「(あて先) 県税事務所出納員」

別記様式第九号の五(五) 中 「30 埼玉県自動車税事務所」や 30 埼玉県自動

車税事務所出納員」

別記様式第九号の五(五) 中 「埼玉県自動車税事務所出納員 様」や 埼玉

県自動車税事務所出納員」

別記様式第九号の六(二枚目)及び(四枚目) 中 「埼玉県

事務所出納員様」や 埼玉県

事務所出納員」

別記様式第九号の七(一) (一枚目) 中 「埼玉県 県税事務所出納員 様」や

埼玉県 県税事務所出納員」

別記様式第九号の七(二) 及び別記様式第九号の七(三) 中 「埼玉県

県税事務所出納員様」や 埼玉県 県税事務所出納員」

別記様式第四号の八及び別記様式第四号の九中「埼玉県 事務所出納員

様」を 「(あて先) 事務所出納員」 に改める。

別記様式第六号の二、別記様式第八号、別記様式第八号の二、別記様式第九号の

十、別記様式第九号の十一及び別記様式第九号の十五中「埼玉県 県税事務所長

様」を 「(あて先) 県税事務所長」 に改める。

別記様式第九号の十五の二中 「埼玉県 県税事務所 徴税吏員 氏 名 様」

「(あて先) 埼玉県 徴税吏員

県税事務所 氏 名」

別記様式第九号の二十二中「埼玉県 県税事務所長 様」や 埼玉県

県税事務所長」 に改める。

別記様式第十一号(一) 中 「埼玉県 県税事務所長 様」や 埼玉県

「(あて先) 県

税事務所長」 「願いたく」や「を受けたいので」に改める。

別記様式第十一号(二) 及び別記様式第十一号の二中「埼玉県自動車税事務所長

様」を 「(あて先) 埼玉県自動車税事務所長」 に改める。

別記様式第十一号の四、別記様式第十一号の六、別記様式第十二号、別記様式第

十二号の二及び別記様式第十一号の四中「埼玉県 県税事務所長 様」や 埼玉

県 県税事務所長」

別記様式第十三号中「下さい」や「ください」に 「埼玉県 県税事務所出

納員 様」や 埼玉県 県税事務所出納員」 に改める。

別記様式第二十九号中	事務所又は事業所の名称及び所在地	市 町 大字	郡 村
------------	------------------	--------	-----

番地	事務所又は事業所の所在地
----	--------------

「フリガナ氏名」
 「報告いたします」や「報告します」
 「氏名」や「氏名」

「(あて先) 県税事務所長 様」
 埼玉県 県税事務所長 様

別記様式第二十一号(一)及び別記様式第二十一号(一)中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十一号(一)中「平成」や「埼玉」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

「あわせ」や「併せて」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十一号(一)「別記様式第二十三号及び別記様式第二十三号の二」中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十三号(一)中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十三号(一)中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十三号(一)中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十四号「別記様式第二十四号の二及び別記様式第二十六号」中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十四号「別記様式第二十四号の二及び別記様式第二十六号」中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十四号「別記様式第二十四号の二及び別記様式第二十六号」中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十六号の二中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十七号の二中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十七号の二中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十七号の三中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十八号中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第二十八号中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十四号及び別記様式第四十五号(裏面)中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十四号及び別記様式第四十五号(裏面)中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十六号の二中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十六号の二中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十六号の三中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十七号中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十七号中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十七号中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

別記様式第四十七号中「埼玉県 県税事務所長 様」
 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」

県 税 務 所 長 様 へ
ご 致 意 。

「(あて先) 埼玉県自動車税 事務 所 長 様」

別 記 様 式 第 五 十 七 号 中 「 埼 玉 県 自 動 車 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県自動車税事務所

に 改 め、 同 様 式 の 注 意 中 「 下 さ い 」 を 「 ぐ だ さ い 」 に 改 め る。

別 記 様 式 第 五 十 八 号 中 「 申 請 い た し ま す 」 を 「 申 請 し ま す 」 に、 「 埼 玉 県 自 動 車 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県自動車税事務所」

別 記 様 式 第 五 十 九 号 の 二、 別 記 様 式 第 五 十 九 号 の 四 及 び 別 記 様 式 第 五 十 九 号 の 五 中 「 埼 玉 県 知 事 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県知事」

別 記 様 式 第 五 十 九 号 の 九 中 「 埼 玉 県 自 動 車 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県自動車 事務所 長 様」

別 記 様 式 第 五 十 九 号 の 十 中 「 埼 玉 県 知 事 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県知事」

改 め る。
別 記 様 式 第 六 十 号 の 三 中 「 埼 玉 県 自 動 車 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県自動車税 事務所 長 様」

別 記 様 式 第 六 十 二 号 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 六 十 四 号 の 三 及 び 別 記 様 式 第 六 十 四 号 の 六 中 「 埼 玉 県 自 動 車 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県自動車税事務所

に 改 め る。
別 記 様 式 第 六 十 四 号 の 三 及 び 別 記 様 式 第 六 十 四 号 の 六 中 「 埼 玉 県 自 動 車 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県自動車税事務所」

別 記 様 式 第 六 十 四 号 の 七 中 「 埼 玉 県 自 動 車 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県自動車 事務所 長 様」

に 改 め、 同 様 式 の 注 意 一 中 「 あ わ せ て 」 を 「 併 せ て 」 に 改 め る。

別 記 様 式 第 六 十 五 号 (表 面) 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 六 十 五 号 の 三 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 六 十 五 号 の 三 の 二 及 び 別 記 様 式 第 六 十 五 号 の 四 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 六 十 五 号 の 五 中 「 あ つ た 」 を 「 あ つ た 」 に、 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 六 十 五 号 の 六、 別 記 様 式 第 六 十 七 号 及 び 別 記 様 式 第 六 十 八 号 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 七 十 号、 別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 三 及 び 別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 四 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 五 か ら 別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 七 ま じ の 規 定 及 び 別 記 様 式 第 七 十 五 号 の 二 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 三 及 び 別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 四 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 五 か ら 別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 七 ま じ の 規 定 及 び 別 記 様 式 第 七 十 五 号 の 二 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 三 及 び 別 記 様 式 第 七 十 四 号 の 四 中 「 埼 玉 県 県 税 事 務 所 長 様 」 へ
「(あて先) 埼玉県 県 税 事 務 所 長 様」

別記様式第七十九号中「平成」を「^レ」とし、「埼玉県 県税事務局長 様」を
 「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

別記様式第八十一号及び別記様式第八十三号中「埼玉県 県税事務局長 様」を
 「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

別記様式第八十四号の二中「埼玉県 県税事務局長 様」を「(あて先) 埼玉県
 県税事務局長 様」に改める。

別記様式第八十五号中「埼玉県 県税事務局長 様」を「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

別記様式第八十七号及び別記様式第八十八号中「埼玉県 県税事務局長 様」を「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」を「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

別記様式第八十九号中「埼玉県 県税事務局長 様」を「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

別記様式第九十号の二中「埼玉県 県税事務局長 様」を「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

別記様式第九十一号の二及び別記様式第九十二号の二中「埼玉県 県税事務局長 様」を「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

別記様式第九十三号及び別記様式第九十四号の二中「埼玉県 県税事務局長 様」を「(あて先) 埼玉県 県税事務局長 様」に改める。

「(あて先)様」を 埼玉県 県税事務所長 に改める。

附則別記様式第二号の三中「埼玉県 県税事務所長 様」を 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」に改める。

「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」を 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」に改める。

附則別記様式第三号中「埼玉県 県税事務所長 様」を 「(あて先) 埼玉県 県税事務所長 様」に改める。

「下さい」を「へださい」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

埼玉県告示第百三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西

吉久 武利

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市赤沢三百七十九番地十

一 定款に記載された目的

(変更前)この法人は、広く一般市民および団体を対象に、科学技術の交流、経営活動経済活動の活性化、人材育成、人材交流及び事業所間交流等経済振興に関する研究調査提言を行い、

又就業能力、精神力の涵養等のための窓口相談又は就業支援、さらに分科会、検討会等を通して啓発啓蒙を行う。市民、団体等参加による広域に亘る都市連携及び労働環境の充実に資する産業振興、雇用労働環境の安定に寄与することを目的とする。

(変更後)この法人は、広く一般市民および団体を対象に、科学技術の交流、経営活動経済活動の活性化、人材育成、人材交流及び事業所間交流等経済振興に関する研究調査提言を行い、又就業能力、精神力の涵養等のための窓口相談又は就業支援、さらに分科会、検討会等を通して啓発啓蒙を行う。市民、団体等参加による広域に亘る都市連携及び労働環境の充実に資する産業振興、雇用労働環境の安定に寄与することを目的とする。

部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

埼玉県告示第百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人S A T T E

三 代表者の氏名

下野 里香

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市青葉五丁目二番地の九

五 定款に記載された目的

この法人は、幼児及び小中学生を中

心に広く一般の人に対し、新体操のクラブ活動を行い、基礎体力と健康の保持増進に寄与し、また、各種競技会などに出場することにより目標を持った向上心を伸ばすことに寄与し、更に、地域社会の要請に対して積極的に参画することにより、コミュニティの精神を養うことを目的とする。

埼玉県告示第四百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く

埼玉県告示第四百十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十一年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人すまいるサポートセンター

三 代表者の氏名
玉田 吉穂

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区白幡三丁目五番二号

五 定款に記載された目的
この法人は、頻発する地震・いずれ起こりうる大地震による家屋の倒壊を未然に防ぐため、広く一般市民に耐震診断を行い、未来へより良い環境を手

渡すために、市民・企業・行政と共にネットワークを組み、社会貢献するとともに、地域の人々に対して、地域活性化に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百十一号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十八条第二項の規定により、三郷市から三郷市の区域内において行われる草加都市計画事業(仮称)三郷インター南部土地区画整理事業に係る環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

一 場所
埼玉県環境部温暖化対策課
埼玉県越谷環境管理事務所

三郷市まちづくり事業課
八潮市環境課
二 期間

平成二十一年一月三十日(金)から
同年二月十三日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の
午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第四百十二号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

指定医療機関

名	称	開設者	名	所	在	地	指定年月日
さいぐさクリニク	川口さくら病院	三枝欣也	川口市安行小山四八七―五			平成二十年十二月二日	
なごみペインクリニック	医療法人社団桐和会	川口市神戸二五八―一				平成二十年十二月十一日	
マツバクリニク	医療法人なごみ会	川口市西川口二―二山田ビル二階				平成二十年十二月一日	
内田医院	長谷祐治	所沢市松葉町八―七				平成二十年十二月一日	
いぶき山整形外科クリニック	内田浩之	春日部市上吉妻一六四				平成二十年十二月三日	
山崎クリニク	伊吹哲	狭山市南入曾九七二―一五				平成二十一年一月五日	
医療法人社団嘉永会二宮皮フ科	医療法人山崎クリニク	草加市中央二―四―一				平成二十年十二月一日	
若葉こどもクリニック	医療法人社団嘉永会	鳩ヶ谷市里一六二八 M.U.C 鳩ヶ谷ビル五階				平成二十年十一月一日	
刑部歯科医院	山崎勉	鶴ヶ島市藤金三三三―二				平成二十年十二月四日	
中路歯科医院	刑部智之	所沢市松葉町一―一				平成二十年十二月一日	
本庄デンタルクリニック	中路広嗣	所沢市緑町三―一―二				平成二十年十二月一日	
なかじまデンタルクリニック	薄井俊朗	本庄市駅南一―二―一本庄BLALA四F				平成二十年十一月一日	
弁天町歯科医院	中島裕子	狭山市入間川二―一九―三				平成二十年十二月九日	
秋吉歯科医院	渡部愛三	草加市中根三―二三―一七				平成二十年十二月一日	
やすらぎ薬局	秋吉登	越谷市千間台西四―六五―四				平成二十年十二月十二日	
スギ薬局上青木店	株式会社スギ薬局	熊谷市箱田一―一四―一				平成二十年九月一日	
スギ薬局川口元郷店	有限会社サンフオレスト	川口市西川口三―三〇―一二				平成二十年十二月一日	
スギ薬局東所沢駅前店	株式会社スギ薬局	川口市上青木西一―一九―九				平成二十年九月一日	
スギ薬局所沢山口店	株式会社スギ薬局	川口市元郷五―一―一三				平成二十年九月一日	
スギ薬局所沢北原店	株式会社スギ薬局	所沢市東所沢和田二―一―一二				平成二十年九月一日	
スギ薬局北入曾店	株式会社スギ薬局	所沢市山口八〇八―三 マミーマート所沢山口店内				平成二十年九月一日	
スギ薬局狭山店	株式会社スギ薬局	所沢市北原町一四〇四 ヤオコー所沢北原店内				平成二十年九月一日	
ドラッグセイムス草加氷川町薬局	株式会社スギ薬局	狭山市北入曾七二〇―一ヤオコー北入曾店内				平成二十年九月一日	
スギ薬局志木店	株式会社スギ薬局	狭山市広瀬東二―四―一 ヤオコー狭山店内				平成二十年九月一日	
たんぼ薬局志木店	株式会社スギ薬局	草加市氷川町八二五				平成二十年十二月十五日	
		蔵市塚越六―五―一二				平成二十年九月一日	
		志木市本町六―二三―一三				平成二十一年一月五日	

二 指定施術者

スギ薬局 和光店	株式会社 スギ薬局	和光市白子三二一七三〇	平成二十年九月一日
ひまわり薬局 桶川南店	有限会社 エム・アイ・イー	桶川市南一三二一四	平成二十年十二月二十二日
スギ薬局 ワカバウォーク店	株式会社 スギ薬局	鶴ヶ島市富士見一一一ヤオコワカバウォーク店北館一階	平成二十年九月一日
スギ薬局 伊奈店	株式会社 スギ薬局	北足立郡伊奈町大針一二二五一一ウニクス伊奈店内	平成二十年九月一日
訪問看護ステーション 青い鳥	医療法人 一晃会	入間市宮寺五七〇一六	平成二十年十一月十七日

氏名	住所	施設			指定年月日
		名称	所在地	所在地	
濱村 直浩	鶴ヶ島市富士見二一四一三二一〇七スペース二四一	ひばりが丘南口すまか整骨院	東京都西東京市ひばりが丘二一四一一	平成二十年六月十二日	
飯干 徹		あおば整骨院	東京都武蔵野市吉祥寺本町二一四一一四〇三	平成二十年八月十八日	
浜守 和也		グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町五六五一一一〇一一二	平成二十年十二月十五日	
宮田 敏宏		エムはりきゅうマッサージ院	さいたま市中央区下落合二一三三プリムウェル七番館一F	平成二十年十二月八日	
秋元 紀力		秋元 鍼灸院	東京都世田谷区経堂一一一一四	平成二十年十一月一日	
富田 三千代		治療院 リーフ	鳩ヶ谷市辻五〇四一一四	平成二十年十二月二十六日	
壹岐 晃士		訪問医療マッサージ柔	和光市西大和団地三二七一五〇四	平成二十年十一月十三日	
松本 学				平成二十一年一月六日	

埼玉県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

氏名	変更事項	変更前	変更後
むさしのメディカルクリニック	名称	むさしの整形外科	むさしのメディカルクリニック
のぞみ本庄薬局	所在地	本庄市下野堂二六一	本庄市下野堂一一三 一三三

埼玉県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
ウイル歯科	草加市氷川町二二五五―一九	平成二十一年一月三十一日

埼玉県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション青い鳥	入間市宮寺二四一七	平成二十年十一月十六日
弁天町歯科医院	草加市中根三―三―三第三森久ビル二階	平成二十年十一月三十日
二宮皮フ科	鳩ヶ谷市里一六二八M.U.C鳩ヶ谷ビル五階	平成二十年十月三十一日
山崎クリニック	草加市中央二四―二一	平成二十年十一月三十日
本庄デンタル・クリニック	本庄市駅南一―二―一本庄B LALA 四F	平成二十年十月三十一日
株式会社スギ薬局熊谷箱田店	熊谷市箱田一―一四―一	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局所沢北原店	所沢市北原町一四〇四 ヤオコ ―所沢北原店内	平成二十年八月三十一日

埼玉県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項において

株式会社スギ薬局東所沢駅前店	所沢市東所沢和田二―一―一二	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局狭山店	狭山市広瀬東二―四―一―ヤオコ―狭山店内	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局北入曾店	狭山市北入曾七二〇―一―ヤオコ―北入曾店内	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局和光店	和光市白子三―一七―三〇	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局ワカバウオーク店	鶴ヶ島市富士見一―二―一―ヤオコ―ワカバウオーク店北館一階	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局伊奈店	北足立郡伊奈町大針一―二五―一ウニクス伊奈店内	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局上青木店	川口市上青木西一―一九―九	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局所沢山口店	所沢市山口八〇八―三―マミー	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局蕨店	蕨市塚越六―五―一二	平成二十年八月三十一日
株式会社スギ薬局川口元郷店	川口市元郷五―一―一―三	平成二十年八月三十一日
黒崎産婦人科医院	越谷市大里二四	平成二十年十二月二十日
中路歯科医院	所沢市緑町三―一―一二	平成二十年十一月三十日
ミナミ調剤薬局	ふじみ野市上福岡四―一〇―二	平成二十年十二月三十一日
みくに病院	春日部市中央一―五六―一八	平成二十年十二月三十一日
有限会社志木薬局	志木市本町六―二三―一三	平成二十年十一月二十八日
刑部歯科医院	所沢市松葉町一六―一四 岩永ビル二F	平成二十年十一月三十日
早川薬局中央店	比企郡小川町大塚二二七―四	平成二十年十二月三十一日

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
川口市新郷地域包括支援センター	川口市赤井一〇五五	社会福祉法人川口市社会福祉事業団	介護予防支援	平成二十一年一月一日
スギ薬局上青木店	川口市上青木西一―一九―九	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十六日
スギ薬局伊奈店	北足立郡伊奈町大針一二五―一	株式会社スギ薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十六日
スギ薬局蔵店	ウニクス伊奈店内	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
スギ薬局和光店	和光市白子三―一七―三〇	株式会社スギ薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
スギ薬局所沢北原店	所沢市北原町一四〇四	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
スギ薬局東所沢駅前店	所沢市東所沢和田二―一―一二	株式会社スギ薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
スギ薬局所沢山口店	所沢市山口八〇八―三	株式会社スギ薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
スギ薬局狭山店	マミーマート所沢山口店内	株式会社スギ薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
スギ薬局北入曾店	狭山市広瀬東二―四―一	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
スギ薬局熊谷箱田店	ヤオコー狭山店内	株式会社スギ薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
株式会社スギ薬局ワカバウォーク店	狭山市北入曾七二〇―一	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十四日
介護老人保健施設かわぐちナーシングホーム	鶴ヶ島市富士見一―二―一 ヤオコーワカバウォーク店北館二階 川口市西新井宿一〇二二―一	医療法人一成会	介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成二十一年十一月一日

訪問看護ステーションコスモス	北葛飾郡鷺宮町桜田三―九―三	医療法人三和会	訪問看護	平成二十一年一月五日
オリープ・デイサービス	久喜市吉羽五―一―二―八	有限会社エム・ケイ企画	介護予防訪問看護 通所介護	平成二十一年一月一日
特定非営利活動法人さんわ	北葛飾郡鷺宮町鷺宮二―七―一七	特定非営利活動法人さんわ	訪問入浴介護	平成二十一年一月六日
ケア・アシスト東鷺宮	北葛飾郡鷺宮町桜田三―九―三	医療法人三和会	介護予防訪問入浴介護	平成二十一年一月五日
デイサービスセンター四季／フオーシーズン夏	蕨市中央三―二―四―二〇 セントラルパーク2F	株式会社フオーシーズン	介護予防通所介護	平成二十年十二月十二日
介護ショップパワートム	鴻巣市本町四―二―二―一	株式会社ワート夢工房	福祉用具貸与	平成二十年十二月一日
			介護予防福祉用具貸与	
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
けあビジョン 鴻巣	鴻巣市本町四―二―一―一 四階	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成二十年九月一日
			介護予防訪問介護	
デイサービスセンター四季／フオーシーズン春	戸田市上戸田三―二―四―一〇 シティハイムME1F	株式会社フオーシーズン	介護予防通所介護	平成十九年六月一日
デイサービスセンター四季／フオーシーズン秋	戸田市上戸田五―四―二	株式会社フオーシーズン	介護予防通所介護	平成二十年十二月十二日
アイシン居宅介護支援事業所	戸田市上戸田一―一―二―六	株式会社アイシン	居宅介護支援	平成二十一年一月七日
居宅介護支援事業所彩の郷	鳩ヶ谷市緑町二―一―五―二	株式会社ピュアホームズ	居宅介護支援	平成二十一年一月一日
けあビジョン 入間	入間市豊岡一―二―一―六	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成二十年十二月二十四日
			介護予防訪問介護	
けあビジョン 東松山	東松山市神明町一―二―一―二階	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成二十年十二月十九日
			介護予防訪問介護	
のぞみ	児玉郡上里町七本木三五六一―二八	合同会社居宅介護支援センターのぞみ	介護予防訪問介護	平成二十年十二月二十四日
在宅支援センターあねとす訪問入浴	深谷市人見一九七五	医療法人好文会	訪問入浴介護	平成二十一年一月一日
			介護予防訪問入浴介護	
心をつなぐ介護相談室 奏	秩父市中村町四―九―五	有限会社アップウェルサクセス	居宅介護支援	平成二十年十二月二十六日
ふくしあ吉川	吉川市川野七五―二	株式会社セブン・スマイル	通所介護	平成二十年十二月十一日
			介護予防通所介護	

埼玉県告示第四百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
パナソニックエイジフリー三郷ケアセンター訪問入浴のぞみ本庄薬局	名称 所在地	松下電工エイジフリーサービス株式会社三郷営業所 本庄市下野堂二六一	パナソニックエイジフリー三郷ケアセンター訪問入浴 本庄市下野堂一―一三―一三三	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
短期入所生活介護事業所庄和和合	名称	短期入所生活介護事業所こころ庄和	短期入所生活介護事業所庄和和合	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
居宅介護支援事業所庄和和合	名称	居宅介護支援事業所こころ庄和	居宅介護支援事業所庄和和合	居宅介護支援 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム庄和和合	名称	特別養護老人ホームこころ庄和	特別養護老人ホーム庄和和合	介護老人福祉施設 通所介護
デイサービスセンター庄和和合	名称	デイサービスセンターこころ庄和	デイサービスセンター庄和和合	通所介護 介護予防通所介護
デイサービスセンター森のふくろう	所在地 名称	深谷市上野台五〇―一―二―D デイサービスセンターすずらん	深谷市上野台四九一―一六 デイサービスセンター森のふくろう	通所介護

埼玉県告示第四百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。から、次のとおり休止の届出があった。
平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
訪問看護ステーションモーニングパーク	朝霞市溝沼二―四―一五―二〇―一	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十一年一月一日

埼玉県告示第五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田清司

名 称	オリーブデイサービス	所 在 地	久喜市吉羽五―二―八	サービスの種類	通所介護 介護予防通所介護	廃 止 年 月 日	平成二十年十二月三十一日
-----	------------	-------	------------	---------	------------------	-----------	--------------

埼玉県告示第五十一号

平成十九年埼玉県告示第千三百三十三号で公示した基本測量(高密度メッシュ標高データ作成作業)は、平成二十一年一月七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五十二号

鴻巣市長から鴻巣都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。
平成二十一年一月三十日
埼玉県知事 上田清司

平成二十一年一月三十日

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴 聞 の 日 時	平成二十一年二月九日 午前十時	被聴聞者の商号又は氏名	芙蓉建設株式会社 代表取締役 伊藤 豊紀	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地	富士見市西みずほ台一丁目二十番九
-----------	--------------------	-------------	-------------------------	---------------------	------------------

埼玉県知事 上田清司

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
衛生会館 二〇三会議室

埼玉県告示第五十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

埼玉県告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十二月三日
指令行整第二〇〇一五一号

二 検査済証番号
 平成二十一年一月二十六日第八十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 北埼玉郡騎西町大字上崎字三重堀二六二五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北埼玉郡騎西町大字鴻荃四一一一
 有限会社 いがらし
 代表取締役 五十嵐 伸征

埼玉県告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十一年一月十四日

指令杉整第二〇〇〇七七一号

二 検査済証番号

平成二十一年一月二十六日第八十三号

三

開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字外野字裏四八二

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市川口三丁目六一一

岩崎 正樹

埼玉県告示第百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を指定したので、その名称等を次のとおり公示する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田 清司

指定番号	名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の開始の日
埼玉県知事第十三号	株式会社東京建築検査機構	東京都中央区東日本橋一丁目一番四号	東京都中央区東日本橋一丁目一番四号	平成二十一年二月二日
埼玉県知事第十四号	ハウスプラス確認検査株式会社	東京都港区浜松町二丁目四番一号	東京都港区浜松町二丁目四番一号	平成二十一年二月二日

埼玉県知事第十五号	アウェイ建築評価ネット株式会社	東京都豊島区駒込一丁目三十九番一号	東京都豊島区駒込一丁目三十九番一号	平成二十一年二月二日
埼玉県知事第十六号	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号	東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号	平成二十一年二月二日
埼玉県知事第十七号	財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都港区赤坂二丁目二番十九号	東京都江東区新砂三丁目四番二号	平成二十一年二月二日

埼玉県告示第百五十七号

埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定に基づき埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田 清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

さいたま市浦和区仲町二丁目十六番十五号

有限会社ダム

二 取消年月日

平成二十一年一月二十四日

埼玉県告示第百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県知事 上田 清司

- 購入等件名及び数量
総合捜査情報システムサーバの貸借一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調達担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 落札者を決定した日
平成20年11月28日
- 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 落札金額
88,895,520円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
平成20年10月14日

埼玉県防災会議告示第一号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項の規定に基づき、埼玉県地域防災計画を修正したので、同条第四項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県防災会議会長

埼玉県知事 上田清司

一 修正の目的

昭和三十八年八月に埼玉県地域防災計画を作成し、以後毎年検討を行い、防災対策に万全を期しているところであるが、防災対策の一層の推進を図る

ため、このたび所用の改正を行った。

二 修正年月日

平成二十一年一月二十六日

三 修正の要旨

1 「地震被害想定」について、平成十九年度に実施した埼玉県地震被害想定調査の結果を反映した内容に修正した。

2 「土砂災害防止計画」について、

土砂災害警戒情報の発表対象地域、伝達体制など、新たな内容を盛り込んだ。

3 「交通規制措置」、「直下型地震」に対応する交通規制」について、交通規制及び交通検問所の設置に関する内容など、新たな内容に改めた。

4 「被災者生活再建支援制度」について、支給対象及び支給金の額など、改正された内容に修正した。

5 その他数値、字句及び名称などを修正した。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

一 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

第二〇〇〇七一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年一月二十一日

第二〇〇一一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字金光地五三

五二一七、五三五二一九、五三五二一

一二、五三五七一六、五三五七一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字水房一三三

富永 美貴子

平成二十一年一月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	本庄市児玉町八幡山字長浜町二二六番一地先から同市同町八幡山字前田四三番一地先まで		一〇・〇三 三六・〇〇	一六七・〇〇	
旧			一一・七〇 四六・〇〇		

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
 境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年一月三十日 埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司
- 一 道路の種類 国道
 - 二 路線名 四百六十二号
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	本庄市児玉町八幡山字長浜町二二六番一地先から同市同町吉田林字千日堂三九一番一地先まで		一八・〇〇〇 四六・〇〇〇	二四七・〇〇	
旧			八・〇八 三九・〇〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月三十日
 埼玉県行田県土整備事務所長
 南 沢 郁一郎

騎西町大字戸室二六七番地二

鈴木 豊 鈴木 フミ子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月三十日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長
 平 井 順一

杉整第一四八三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡鷲宮町大字久本寺字本田四八二一八、四八三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北葛飾郡鷲宮町大字久本寺四八三 押田 紀男

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

- 一 日時 平成二十一年二月四日 午前九時三十分
- 二 場所 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号
- 三 議題 埼玉県教育局教育委員会室

埼玉県教委告示第三号
 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり
 招集する。

平成二十一年一月三十日

- イ 県議会平成二十一年二月定例会提出予定案件について
- ロ その他

一 許可番号

平成二十一年一月二十二日

指令行整第一九〇〇八二一
 号
 平成二十一年一月二十二日第三十二
 号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 北埼玉郡騎西町大字戸室字三番二六
 七一一、二六七一一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

一 許可番号

平成二十年十二月二十二日

指令杉整第二〇〇一二二〇
 号
 二 検査済証番号
 平成二十一年一月十九日

埼玉県公安委員会告示第30号

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年埼玉県公安委員会規則第2号)第3条の規定により、電子情報処理

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成21年1月30日

埼玉県公安委員会委員長 高梨 邦彦

名 称	項 目
遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)	第5条

埼玉県選管告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成20年12月1日~12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
逢澤圭一郎と地域をよくする会	竹本 裕司	宮田 米穂	三郷市早稲田二一〇一七	平成二十年十二月 十日
あかるい明日を築く川口市民の会	永瀬留十郎	恵藤 茂	川口市幸町一―一七―二〇五	平成二十年十二月 十八日
新井保美後援会	小宮 栄	新井 明夫	比企郡吉見町北吉見二四七三	平成二十年十二月 十六日
安全と安心のつばさを広げる市民の会	大河内 衝	亀田 仁	川越市今成二―二九―二	平成二十年十二月 一日
いせだ幸正を応援する会	伊勢田幸正	河野 芳徳	富士見市東みずほ台二―三二―二〇二	平成二十年十二月 三日
宇田川宣三後援会	田中 眞藏	中山 茂治	入間市久保稲荷一―二―三	平成二十年十二月二十二日
小野幸夫後援会	小野 幸夫	小野 勝八	羽生市西四一六―七 シティパレス羽生七―一〇七	平成二十年十二月 十八日
変える!クラブ	竹元 林蔵	松本 静作	川口市峯九〇一番地	平成二十年十二月二十五日
小島清人後援会	横田 敬二	小林 重雄	入間市河原町八―五―一〇一	平成二十年十二月二十四日
幸わせに暮らせる街づくり推進の会	大竹 芳夫	石田 正治	入間市上藤沢五六四―一	平成二十年十二月 十八日
新 市 民 の 会	吉田 和江	吉田 和江	富士見市勝瀬三三六九 アイムふじみ野東三―一〇六	平成二十年十二月 十七日
長谷部よしあき後援会	石井 昭	長谷部憲一	蓮田市東一―四―一四	平成二十年十二月 四日
平野佳洋後援会	平野 修一	平野きみ子	上尾市菅谷三〇八	平成二十年十二月二十二日

埼玉県選管告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から異動の届出があった。

平成二十一年一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成20年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。)
 (一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党参議院埼玉選挙区第2総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月三日
自由民主党埼玉県参議院選挙区第四支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月二十四日
自由民主党埼玉県衆議院選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月十二日
自由民主党埼玉県第五選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月八日
自由民主党埼玉県第三選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月十五日
自由民主党埼玉県第十一選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月十日
自由民主党埼玉県第十五選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月五日
自由民主党埼玉県第十三選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月二十四日
自由民主党埼玉県第十選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月十九日
自由民主党埼玉県第十二選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月二十五日

自由民主党埼玉県第14選挙区支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月二十五日
自由民主党埼玉県第七選挙区支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月十九日
自由民主党埼玉県第二選挙区支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月十六日
自由民主党埼玉県第四選挙区支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月二十二日
自由民主党埼玉県第八選挙区支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月二十四日
自由民主党埼玉県支部	公職の種類	衆議院議員	春日部市立野一二一一	春日部市上柳一一五一	国会議員関係政治団体	平成二十年十二月二日
民主党埼玉県参議院選挙区第三総支部	公職の種類	参議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月十七日
民主党埼玉県参議院選挙区第二総支部	公職の種類	参議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月十六日
民主党埼玉県参議院選挙区第四総支部	公職の種類	参議院議員	久保田 俊 二	本 吉 義 博	国会議員関係政治団体	平成二十年十二月四日
民主党埼玉県第十五区総支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月十五日
民主党埼玉県第十二区総支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月三日

民主党埼玉県第14区総支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月	三日
民主党埼玉県第7区総支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月	三日
民主党埼玉県第2区総支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月	二十六日
民主党埼玉県第8区総支部	公職の種類	衆議院議員	所沢市上新井一二三七 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	所沢市日吉町八一〇モトビル三F 国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月	二日
民主党埼玉県第4区総支部	公職の種類	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月	十七日
(二) その他の政治団体	公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	以外	平成二十年十二月	二十六日
新しい世代の会	異動事項	衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月	二十六日
生き活き朝霞	公職の候補者の氏名	衆議院議員	石田 勝之	石田 勝之	以外	平成二十年十二月	二十日
石井しんいち後援会	公職の種類	衆議院議員	石井 眞一	石井 眞一	以外	平成二十年十二月	二十日
石田勝之 後援会	公職の候補者の氏名	衆議院議員	石井 英子	石井 英子	以外	平成二十年十二月	二十六日
	公職の種類	衆議院議員	石田 勝之	石田 勝之	以外	平成二十年十二月	二十六日

泉の会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	さいたま市中央区八王子三一二―二 パークスII二〇一	平成二十年十二月二十五日	
公職の候補者の氏名		小泉 龍 司			同	右
公職の種類		衆議院議員			同	右
主たる事務所の所在地		さいたま市中央区八王子三一二―二			平成二十年十二月	八日
井上伸一後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体		平成二十年十二月二十四日	
公職の候補者の氏名		今井 宏			同	右
公職の種類		衆議院議員			同	右
主たる事務所の所在地		法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体		平成二十年十二月	十五日
今井宏と時事研究会の会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体		平成二十年十二月	十日
公職の候補者の氏名		今井 宏			同	右
公職の種類		衆議院議員			同	右
主たる事務所の所在地		法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体		平成二十年十二月	十日
自勝会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体		平成二十年十二月	十日
公職の候補者の氏名		小野塚 勝 俊			同	右
公職の種類		衆議院議員			同	右
主たる事務所の所在地		所沢市上新井一二三七	所沢市日吉町八一〇 モトビル3F		平成二十年十二月	十日
おのづか勝俊後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体		平成二十年十二月	十日
公職の候補者の氏名		小野塚 勝 俊			同	右
公職の種類		衆議院議員			同	右
主たる事務所の所在地		法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体		平成二十年十二月	十九日
川越大好きまちづくり市民の会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体		平成二十年十二月	十九日
公職の候補者の氏名		中野 清			同	右
公職の種類		衆議院議員			同	右
主たる事務所の所在地		長野県諏訪郡原村一〇〇五四―一	所沢市寿町一三一―二―二F		平成二十年十二月	四日
木下厚後援会						

秋	桜	会	公職の候補者の氏名	小島 敏 男	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月二十五日	右
			公職の種類						
			国会議員関係政治団体の区分						
			公職の候補者の氏名	嶋田 智哉子	参議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月十九日	右
			公職の種類						
			国会議員関係政治団体の区分						
埼玉新時代フォーラム			公職の候補者の氏名	中野 清	衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月二十五日	右
			公職の種類						
			国会議員関係政治団体の区分						
幸手市三幸会			公職の候補者の氏名	三ツ林 隆 志	衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月十六日	右
			公職の種類						
			国会議員関係政治団体の区分						
さわやか会			公職の候補者の氏名	山根 隆 治	参議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月二十五日	右
			公職の種類						
			国会議員関係政治団体の区分						
しおや和雄後援会			代表者	平良 良 竹		法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月二十四日	右
			公職の候補者の氏名	柴山 昌 彦	衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月十七日	右
			公職の種類						
			国会議員関係政治団体の区分						
しおや昌彦後援会			代表者	嶋田 智哉子		法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成二十年十二月十七日	右
			公職の候補者の氏名						
			公職の種類						
			国会議員関係政治団体の区分						
島田ちよこ明海大学同窓後援会			公職の候補者の氏名						
			公職の種類						
			国会議員関係政治団体の区分						

新 農 政 研 究 会	公職の種類 国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員 法第十九条の七第一項第二号に 係る国会議員関係政治団体	三ッ林 隆 志	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 十六日
神 風 英 男 後 援 会	公職の種類 国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員 法第十九条の七第一項第一号に 係る国会議員関係政治団体かつ 法第十九条の七第一項第二号に 係る国会議員関係政治団体	中 澤 俊 一 神 風 英 男	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 十七日
杉 戸 町 三 幸 会	公職の種類 国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員 法第十九条の七第一項第二号に 係る国会議員関係政治団体	三ッ林 隆 志	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 十六日
政 経 ア ク セ ス	公職の種類 国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員 法第十九条の七第一項第一号に 係る国会議員関係政治団体かつ 法第十九条の七第一項第二号に 係る国会議員関係政治団体	衆議院議員 法第十九条の七第一項第一号に 係る国会議員関係政治団体	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 十六日
政 経 未 来 フ ォ ー ラ ム	公職の種類 国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員 法第十九条の七第一項第二号に 係る国会議員関係政治団体	新 藤 義 孝	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 十六日
関口まさかず明海大学歯学部同窓会埼玉後援会	公職の種類 国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員 法第十九条の七第一項第二号に 係る国会議員関係政治団体	副 島 勝 則	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 十六日
税 理 士 に よ る 今 井 宏 後 援 会	公職の種類 国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員 法第十九条の七第一項第二号に 係る国会議員関係政治団体	関 口 昌 一	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 二十四日
税 理 士 に よ る 小 泉 龍 司 後 援 会	公職の種類 国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員 法第十九条の七第一項第二号に 係る国会議員関係政治団体	今 井 宏	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 二十四日
	公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	森 敏 光	同	同	平成二十年十二月 二十五日

税理士による柴山昌彦後援会	公職の候補者の氏名	小泉龍司	係る国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月二十五日	右
公職の種類	衆議院議員					
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体					
公職の候補者の氏名	柴山昌彦					
公職の種類	衆議院議員					
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体					
税理士による関口昌一後援会	公職の候補者の氏名	関口昌一	係る国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月二十二日	右
公職の種類	参議院議員					
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体					
公職の候補者の氏名	松井明則					
公職の種類	衆議院議員					
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体					
税理士による武正公一後援会	公職の候補者の氏名	武正公一	係る国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月十九日	右
公職の種類	衆議院議員					
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体					
公職の候補者の氏名	山口泰明					
公職の種類	衆議院議員					
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体					
高山智司後援会	公職の候補者の氏名	高山智司	係る国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月十五日	右
公職の種類	衆議院議員					
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体					
竜の会	公職の候補者の氏名	高山智司	係る国会議員関係政治団体	以外	平成二十年十二月二十四日	右
公職の種類	衆議院議員					
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体					

田中良生後援会	公職の候補者の氏名 公職の種類	土屋品子 衆議院議員	平成二十年十二月二十四日	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体
公職の候補者の氏名 公職の種類	田中良生 衆議院議員	同	同	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体
東和東地区三幸会	公職の候補者の氏名 公職の種類	三ッ林隆志 衆議院議員	平成二十年十二月二十五日	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体
友山信夫後援会	公職の候補者の氏名 公職の種類	斎木市郎 衆議院議員	平成二十年十二月十七日	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体
中野清後援会	公職の候補者の氏名 公職の種類	中野清 衆議院議員	平成二十年十二月十九日	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体
中野ジョーを育てる会	公職の候補者の氏名 公職の種類	中野譲 衆議院議員	平成二十年十二月十日	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体
中森ふくよ後援会	公職の候補者の氏名 公職の種類	中森福代 衆議院議員	平成二十年十二月十八日	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体
中森ふくよ政策研究会	公職の候補者の氏名 公職の種類	中森福代 衆議院議員	平成二十年十二月十八日	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体
西田まこと経済政策研究会	公職の候補者の氏名 公職の種類	中森福代 衆議院議員	平成二十年十二月三日	右
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	以外	政治団体

鳩ヶ谷新世代政経懇話会

公職の種類
国会議員関係政治団体の区分

係る国会議員関係政治団体
参議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
石田 勝之
衆議院議員
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
以外の政治団体

平成二十年十二月 三日
平成二十年十二月二十六日
同
同
右
右

本多平直と新しい政治をつくる会

公職の種類
国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
本多 平直
衆議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
以外の政治団体

平成二十年十二月 三日
同
同
右
右

松 伏 町 三 幸 会

公職の種類
国会議員関係政治団体の区分

衆議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
三ッ林 隆 志
衆議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
以外の政治団体

平成二十年十二月二十五日
同
同
右
右

三ッ林隆志を応援する埼玉医大同窓生の会

公職の種類
国会議員関係政治団体の区分

衆議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
三ッ林 隆 志
衆議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
以外の政治団体

平成二十年十二月二十二日
同
同
右
右

三ッ林隆志後援会

公職の種類
国会議員関係政治団体の区分

衆議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
三ッ林 隆 志
衆議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
以外の政治団体

平成二十年十二月二十五日
同
同
右
右

宮崎栄治郎後援会
未来政策研究会

公職の種類
国会議員関係政治団体の区分

衆議院議員
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
梅原 義一
国会議員関係政治団体
以外の政治団体

平成二十年十二月 十九日
平成二十年十二月 三日
同
同
右
右

公職の候補者の氏名
公職の種類

小宮山 泰子
衆議院議員

同
同
右
右

山根りゅうじ後援会 国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 国会議員関係政治団体 以外

平成二十年十二月十六日

龍の会 国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名
公職の種類
会計責任者

山根隆治
参議院議員
北堀瀧三
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

原田信次
国会議員関係政治団体 以外
平成二十年十二月二十五日

若翔会 国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名
公職の種類
国会議員関係政治団体の区分

小泉龍司
衆議院議員
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体 以外
平成二十年十二月十七日

若松かねしげ市民フォーラム 国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名
公職の種類
国会議員関係政治団体の区分

若松謙維
衆議院議員
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体 以外
平成二十年十二月十七日

埼玉県選挙告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成二十年十二月一日)と十二月三十一日受理分。記載順序は五十音順。その他の政治団体

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治団体の名称

小泉龍司美里町後援会

解散年月日

平成二十年十二月二十五日

届出年月日

平成二十年十二月二十五日

埼玉政策研究会
 志賀久男後援会
 しまた順一後援会
 島田ちやこ後援会
 政経未来フォローラム
 たぐちはつえと元気な仲間の会
 土屋義彦秩父郡市後援会
 広沢市太郎後援会
 福島義一後援会

別記二(平成20年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称

新井保美後援会
 平野佳洋後援会

別記三

政治団体の名称

小泉龍司美里町後援会
 報告年月日 平成20年12月25日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 85,578円

ア 前年繰越額 85,578円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 85,578円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

合計 85,578円

政治団体の名称 埼玉政策研究会

報告年月日 平成20年12月11日

平成二十年十二月十一日
 平成二十年十二月二十二日
 平成二十年十二月三十日
 平成二十年十二月十五日
 平成二十年十二月十六日
 平成二十年十二月二十一日
 平成二十年十二月二十四日
 平成二十年十二月十八日
 平成二十年十二月二十六日

解散年月日

平成二十年十二月十二日
 平成二十年十二月十日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 志賀久男後援会

報告年月日 平成20年12月22日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **しまだ順一後援会**
 報告年月日 平成20年12月16日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **島田ちやこ後援会**
 報告年月日 平成20年12月17日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,089,024円
 ア 前年繰越額 88,163円
 イ 本年収入額 1,000,861円
 (2) 支出総額 1,089,024円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 寄附 附
 (イ) 寄附 1,000,000円
 a 個人からの寄附
 イ その他の収入 861円
 10万円未満の収入
 合計 1,000,861円

〔寄附の内訳〕
 ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)
 島田 智哉子 1,000,000円 川越市

(2) 支出の内訳
 ア 政治活動費 1,089,024円
 (イ) 寄附・交付金 1,089,024円
 合計

政治団体の名称 **政経未来フォーラム**
 報告年月日 平成20年12月16日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 71,808円
 ア 前年繰越額 71,808円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 71,808円
 ア 前年繰越額 71,808円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 71,808円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳
 ア 政治活動費 71,808円
 (イ) 寄附・交付金 71,808円
 合計

政治団体の名称 **たぐちはつえと元気な仲間の会**
 報告年月日 平成20年12月24日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額 117,938円
 (1) 収入総額

ア 前年繰越額	117,938円	ア 前年繰越額	0円	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円	0円
(2) 支出総額	117,938円	(2) 支出総額	0円	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費 117,938円

(イ) 機関紙誌の発行事業費 117,938円

合計 117,938円

政治団体の名称 土屋義彦秩父郡市後援会

報告年月日 平成20年12月24日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 6,797円

ア 前年繰越額 6,797円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 広沢市太郎後援会

報告年月日 平成20年12月18日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 福島義一後援会

報告年月日 平成20年12月26日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円	0円

政治団体の名称 新井保美後援会

報告年月日 平成20年12月16日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 平野佳洋後援会

報告年月日 平成20年12月22日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	102,720円	(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額	102,720円	1 収入・支出の総額	102,720円
イ 本年収入額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	102,720円
(平成19年分)		イ 本年収入額	0円
1 収入・支出の総額	102,720円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	102,720円		

埼玉県選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成20年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
白石孝志	さいたま市議会議員	白石孝志後援会	さいたま市岩槻区東岩槻	平成二十年十二月八日

埼玉県選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成20年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
井上伸一	さいたま市議会議員	井上伸一後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市中央区八王子	さいたま市中央区岡阿弥	平成二十年十二月八日
木下厚	衆議院小選挙区選出議員	厚友会	主たる事務所の所在地	長野県諏訪郡原村	三一九パークスⅡ二〇二	平成二十年十二月四日

平成二十一年一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

輿水恵一

さいたま市議会議員 こしみず恵一後援会 主たる事務所の所在地

さいたま市見沼区島町 二一〇三一

さいたま市見沼区 島町一〇三一

平成二十年十二月二十六日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二一(代表) 号 県 株式会社埼玉新聞 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)